

高知県老人クラブ連合会活動促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県老人クラブ連合会活動促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、高齢者の生きがいを高め、もって高齢者福祉の増進に資するため、公益財団法人高知県老人クラブ連合会（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 老人クラブ等活動推進事業
- (2) 健康づくり・介護予防支援事業
- (3) 地域支え合い事業
- (4) 若手高齢者組織化・活動支援事業

(補助対象区分、補助対象経費、補助率及び補助基本額)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象区分、補助対象経費、補助率及び補助基本額は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書1通を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容の変更（中止又は廃止を含む。）又は経費の配分の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による事業変更（中止・廃止）承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。ただし、事業費の20パーセント以内の軽微な減額変更又はそれぞれの経費の配分額のいずれか低い方の額の20パーセント以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及

び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿類及び証拠書類を補助事業の完了後の翌年度から5年間保存しておかなければならないこと。ただし、補助事業により財産を取得した場合において、第4号に規定する耐用年数が当該保存期間を超える場合は、当該財産の財産処分が完了する日又は耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 県税の滞納がないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について必要があると認めて知事が指示した事項

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が補助事業を実施するに当たり、契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(グリーン購入)

第8条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(概算払)

第9条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 10 条 規則第 11 条第 1 項の事業実績報告書の様式は、別記第 4 号様式によるものとし、補助事業が終了した日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の 4 月 15 日までに知事に提出しなければならない。

(情報の開示)

第 11 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する補助事業に適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 2 号から第 5 号まで及び第 9 号、第 7 条並びに第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する補助事業に適用する。

(附則)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する補助事業に適用する。

(附則)

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する補助事業に適用する。

(附則)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する補助事業に適用する。

(附則)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 3 月 22 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 23 年 6 月 9 日から施行し、第 5 条第 5 号の規定を除き、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 13 日から施行し、同月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 10 月 9 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象区分及び補助対象経費	補助率	補助基本額
(1) 老人クラブ等活動推進事業	老人クラブ等活動推進員の設置、老人クラブ又は市町村老連の活動促進のための企画立案その他生きがいと健康づくりに資する各種事業に要する経費のうち、報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費	定 額	知事が別に定める額
(2) 健康づくり・介護予防支援事業	高齢者向けのスポーツ、体操等の指導者養成のための研修会及び各種講習会の開催、介護予防に係る取組の先駆的事例の収集及び普及、関係機関、団体等との連携のための連絡会の開催等の健康づくり及び介護予防に資する各種事業に要する経費のうち、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費		
(3) 地域支え合い事業	高齢者の相互支援活動又は地域の支え合い活動を推進する指導者養成のための研修会、地域の課題を適確に把握し取り組んでいくための調査等の地域の支え合いに資する各種事業に要する経費のうち、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費		
(4) 若手高齢者組織化・活動支援事業	若手高齢者による組織化の支援、若手高齢者の意識及び実態に係る調査等の老人クラブの加入促進に資する各種事業に要する経費のうち、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費		

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。